

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第3号

令和元年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年9月30日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 西 田 三 十 五

1. 期 日 令和元年年10月7日(月)午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室

○令和元年10月7日

○現在議員5名で次のとおり

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	須	藤	伸	次
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

令和元年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

令和元年10月7日（月曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 開議の宣告

3. 諸般の報告

4. 会議録署名議員の指名

5. 会期の決定

6. 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第4号まで

8. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	須	藤	伸	次
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	西	田	三十五
副管理者	小	坂	泰久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	宮	本	和	宏
総務課長	坂	上	雅	敏
会計管理者	渡	辺	和	也

○構成市町出席職員

佐倉市 環境部部長	橋	口	庄	司
佐倉市 環境部廃棄物 対策課課長	田	中	眞	次
酒々井町 参事	芝	野	芳	弘

○議会事務局出席職員氏名

総務課 人事給与係長	櫻	井	江	里佳
---------------	---	---	---	----

○連絡員

施設管理課 課長補佐	荒	川		修
施設管理課 施設係長	上	田	圭	二

總務課
主任主事

平澤晴紀

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時25分)

○議長（久野妙子） ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、令和元年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期定例会において清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

また、ご発言は着席のままをお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（久野妙子） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長。

○事務局長（宮本和宏） 事務局長の宮本和宏でございます。お許しをいただきまして、令和元年9月9日に発生いたしました令和元年台風15号による当組合の被害状況につきまして、ご報告をいたします。

暴風雨の影響により、9月9日午前3時42分から東京電力の停電が発生いたしました。しかしながら、焼却炉は廃棄物を焼却した熱を使って発電した電力による運転に切り替えまして、影響なく稼働いたしました。その後9月12日早朝から東京電力の電力が復旧し、通常運転に戻っております。

施設の被害状況でございますが、建物14件、電気設備4件、雨漏り等16件、フェンス等設置物8件、植栽3件、合計45件の被害がございました。中でも最も大きな被害でございますが、新設の焼却棟の屋根が幅約5メートル、長さ約15メートルにわたりまして暴風により破損したものでございます。

本日、上程させていただきました補正予算をもちまして、復旧工事を迅速に進めてまいりたいと考えております。また、その他の箇所につきましても、優先順位を付けまして対応してまいります。

なお、災害ごみの受入状況でございますが、10月4日現在で佐倉市が224.21トン、酒々井町が123.47トン、合計で347.68トンの搬入がございました。

今後も佐倉市、酒々井町と連携、協力を図りながら、適切な処理に努めてまいります。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（久野妙子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、山本英司議員、平野裕子議員の両名を

指名いたします。

◎会期の決定

○議長（久野妙子） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（久野妙子） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（久野妙子） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（西田三十五） 管理者であります佐倉市長の西田三十五でございます。

本日は佐倉市、酒々井町清掃組合議会10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。ただいまから、本日提案をいたします議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定であります。歳入総額31億210万8,627円に対し、歳出総額は29億7,284万9,564円で、歳入歳出差引残額1億2,925万9,063円は全額翌年度に繰り越しいたしました。前年度と比較いたしますと、歳入につきましては15.5パーセントの減、歳出につきましては17.5パーセントの減となっております。

歳入の主なものは、佐倉市、酒々井町からの負担金、国庫支出金及び組合債であり、歳出の主なものは、施設の維持管理等ごみ処理に要した費用及び平成28年度より3カ年継続で実施いたしましたごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う経費でございます。

議案第2号は、令和元年度一般会計補正予算第1号であります。今回の補正額は1億2,737万9,000円の追加補正で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,967万7,000円にいたそうとするものであります。

歳入の主なものにつきましては、平成30年度一般会計決算額の確定に伴い、執行残を令和元年度へ繰り越しするため増額いたそうとするものでございます。歳出の主なものにつきましては、台風15号被害に伴う工事及び財政調整基金への積立による増額でございます。

議案第3号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、国家公務員の労働管理に関する人事院の報告内容に準じ、職員に時間外勤務命令を行うことができる上限について必要な規定を定めるものであります。

議案第4号は、個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、法律の改正に伴い個人情報の定義を改めるとともに、要配慮個人情報の適切な管理に関し必要な規定を定めようとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案につきまして説明を申し上げました。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（久野妙子） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（宮本和宏） 事務局長の宮本和宏でございます。議案の補足説明をさせていただきます。着席にて失礼します。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号、平成30年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。決算の主な内容についてご説明をさせていただきます。

決算書の5ページをお願いいたします。佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。

ページ中段の1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組織市町負担金につきましては、構成市町の負担金でございまして、1節佐倉市負担金と、2節酒々井町負担金となっております。

佐倉市と酒々井町を合せました組織市町負担金の収入済額は8億2,883万6,000円でございます。内訳につきましては、備考欄に記載してございますが、1節佐倉市負担金につきましては、事務事業費負担金として5億6,360万1,000円、建設事業費負担金として1億6,877万2,000円、佐倉市負担金の合計額は7億3,237万3,000円となっております。

2節酒々井町負担金につきましては、事務事業費負担金として7,634万6,000円、建設事業費負担金として2,011万7,000円、酒々井町負担金の合計額は9,646万3,000円となっております。

その下の2目組織市町負担金、臨時でございますが、平成28年度より実施したごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う負担金でございます。1節佐倉市負担金につきましては、佐倉市建設事業費負担金として5,955万円、2節酒々井町負担金につきましては、酒々井町建設事業費負担金として709万8,000円となっております。1節と2節を合せました組織市町負担金、臨時の額は6,664万8,000円となっております。

5ページの一番下から次の6ページにかけてでございますが、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料をお願いいたします。こちらはごみ処理手数料でございまして、収入額は4億2,164万3,950円となっております。

6 ページ中段の 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金、1 節清掃費補助金を
お願いいたします。こちらは、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付
金でございます、収入済額は 3 億 2,919 万 2,000 円となっております。

その下の 4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 4 万 9,863 円につきましては、金
融機関に預けております財政調整基金の預金利子でございます。

ページの一番下でございます。4 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目物品売払収入をお願い
いたします。不用物品売払収入 16 万 2,000 円につきましては、2 トンダンプカーを売払った収入で
ございます。

次に 7 ページをお願いいたします。5 款繰入金、1 項 1 目 1 節基金繰入金をお願いいたします。
こちらは財政調整基金より 2,000 万円繰り入れいたしましたものでございます。

その下の 6 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金につきましては、平成 29 年度決算より 6,734 万
2,691 円を繰り越したものでございます。

次に 7 款諸収入でございます。こちらは 1 項預金利子と、2 項雑入がございます。1 項 1 目預金
利子、1 節清掃組合預金利子につきましては、ごみ処理手数料を金融機関に預け入れた預金利子
44 円となっております。

8 ページをお願いいたします。2 項 1 目 1 節雑入につきましては、収入済額が 1 億 5,443 万 4,079 円
となっております。主な収入といたしましては、有価物売払い収入 2,618 万 1,439 円、混合カン売払
収入 3,404 万 5,833 円、売却電力料金 8,559 万 5,701 円でございます。

9 ページをお願いいたします。8 款 1 項組合債、1 目衛生債、1 節清掃債につきましては、収入
済額が 12 億 1,380 万円となっております。内訳につきましては備考欄に記載してございますが、ごみ
焼却施設基幹的設備改良事業債 10 億 5,980 万円、市町村振興債、県貸付金 1 億 5,400 万円ございま
す。

以上が歳入でございます、歳入合計といたしましては、10 ページの一番下に記載がございます
とおり、31 億 210 万 8,627 円となっております。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。13 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費につきましては、支出済額が 25 万 8,694 円となっております。こちらは組合議
員 5 名の議員報酬など、議会運営に要した経費でございます。

ページが飛びまして恐縮ではございますが、17 ページをお願いいたします。

2 款総務費でございます。1 項総務管理費よりご説明をさせていただきます。1 項総務管理費、
1 目一般管理費につきましては、支出済額 1 億 4,852 万 3,476 円となっております。備考欄をごらん
ください。1 一般管理費、経常につきましては、1 億 4,561 万 1,830 円の支出済額となっております。
主な支出の内訳といたしましては、特別職 2 名及び職員 16 名分の給料や共済費、役務費や事務用機
器の賃借料などでございます。

続きまして 18 ページ下段の 2 一般管理費、臨時につきましては 291 万 1,646 円の支出済額となっ
ております。支出の主なものは、事務用ノートパソコンやネットワーク用ハードディスク等を購入し

た経費となっております。

次に19ページをお願いいたします。2款総務費、2項監査委員費、1目監査委員費でございます。支出済額7万5,028円につきましては、監査委員2名分の報酬及び旅費でございます。

ページが飛びまして23ページをお願いいたします。3款衛生費でございます。1項清掃費につきましては、1目じん芥処理費、2目センター運営費となっております。

1目じん芥処理費よりご説明をさせていただきます。支出済額は25億3,120万8,165円となっております。備考欄をごらんください。1じん芥処理費、經常9億257万4,898円は、主にごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分、焼却施設の維持補修等に要した経費でございます。主な内訳でございますが、需用費7,563万7,879円につきましては、光熱水費2,993万9,802円、医薬材料費3,408万1,082円が主なものでございます。

次に委託料5億6,726万2,477円の主なものをご説明いたします。ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億3,108万9,120円は、焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の運転管理、日常点検等並びに最終処分場の管理を委託したものでございます。浸出液処理施設管理業務委託料727万4,448円は、最終処分場からの浸出液を処理する施設の運転管理、日常点検等を委託したものでございます。

次に23ページの下から5行目をお願いいたします。ビン再資源化処理業務委託料2,292万5,103円は、収集されたビンの選別回収業務及び再資源化処理業務を委託したものでございます。

続きまして24ページの上から2行目をお願いいたします。焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料その2、1億4,324万6,742円につきましては、ごみ焼却処理施設から排出された飛灰及びその飛灰を湿潤化したものを熔融処理施設へ運搬する業務及び熔融処理業務を委託したものでございます。焼却残渣収集運搬処理業務委託料1,384万1,870円は、ごみ焼却処理施設から発生する残渣を最終処分場へ運搬する業務及び最終処分場に埋め立て処分する業務を委託したものでございます。

次に24ページ中段の工事請負費2億5,665万6,038円の主な内訳をご説明いたします。焼却炉及び廃熱ボイラー等整備工事1億4,320万8,000円は、焼却炉耐火物打ち替え及び廃熱ボイラーの整備を行ったものでございます。ごみ投入クレーン等整備工事1,749万6,000円は、ごみ投入用天井クレーンの性能検査受検のための整備及びバケット等の補修工事等を行ったものでございます。

続きまして24ページの一番下にございますごみ焼却施設基幹的設備改良事業をご説明いたします。備考欄の一番下段をごらんください。2ごみ焼却施設基幹的設備改良事業、臨時は、ごみ焼却施設の老朽化した設備・機器の延命化及び環境負荷を低減するための二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とした事業でございまして、経費の方は16億1,543万9,267円となっております。委託料の1,007万3,267円は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の施工監理業務を委託したものでございます。

次の25ページをお願いいたします。工事請負費16億536万6,000円は、基幹的設備改良工事を行うのに要した経費でございます。その下でございますが、3じん芥処理費、臨時は、最終処分場管理用重機2台を購入した経費でございます。

その下の3款衛生費、1項清掃費、2目センター運営費でございます。支出済額は255万273円となっております。こちらはリサイクルセンターの運営に要した経費でございます。

ページが飛びまして29ページをお願いいたします。4款1項公債費でございます。こちらは、国からの借入金の償還金元金及び利子となっております。1目元金につきましては、1億8,208万3,790円でございます。2目利子につきましては680万4,138円でございます。元利合計いたしますと支出済額は1億8,888万7,928円となっております。

続きまして33ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございます。こちらは1億134万6,000円を財政調整基金へ積み立てたものでございます。

ページが飛びまして37ページをお願いいたします。6款1項1目予備費でございます。予備費につきましては支出の方はございません。

以上、歳出合計といたしましては38ページの一番下に記載がございますとおり、29億7,284万9,564円となっております。

次に41ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は31億210万8,627円、歳出総額は29億7,284万9,564円、歳入歳出差引額は1億2,925万9,063円となっております。

次に43ページをお願いします。財産に関する調書でございます。1の公有財産については変動はございません。2の物品でございますが、貨物車1台減、特殊車2台増でございます。3の基金につきましては、財政調整基金でございます。前年度末現在高が3億8,841万2,000円、決算年度中の増減高は8,134万6,000円の増でございます。決算年度末現在高は4億6,975万8,000円となっております。

なお、平成30年度の各事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果の説明書に記載してあるとおりでございます。議案第1号のご説明は以上でございます。

次に議案第2号のご説明をさせていただきます。

議案第2号をお願いいたします。令和元年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第1号でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。一般会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,737万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,967万7,000円とするもの及び債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

4ページをお願いします。第2表債務負担行為補正でございます。こちらは構内電話設備賃貸借、再々リースの債務負担行為の追加でございます。

ページが飛びまして8ページをお願いいたします。一般会計補正予算歳入歳出の明細につきましては、まず歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、187万9,000円を減額し、7億6,180万6,000円といたそうとするものでございます。これは平成30年度借入額の利子確定等に伴う償還金利子の減額に伴うものでございます。

その下の5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、平成30年度一般会計決算の繰越金を令和元年度一般会計予算の歳入とするため1億2,925万8,000円を増額補正いたそうとするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費につきましては357万5,000円を増額し、1億5,556万3,000円といたそうとするものでございます。これは、職員の人事異動及び9月9日に発生いたしました台風15号に伴う修繕工事等に係る経費を増額補正いたそうとするものでございます。

12ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費につきましては、台風15号の発生により、新設焼却棟の屋根が破損したことに伴い復旧工事を行うため5,280万円を増額いたそうとするものでございます。

3款衛生費、1項清掃費、2目センター運営費100万円の増額補正につきましては、平成4年度から使用しています空調機が故障し、修理部品が製造中止となり修理もできないことから機器の更新を行おうとするものでございます。

14ページをお願いいたします。4款公債費、1項公債費につきましては187万9,000円を減額し、511万2,000円といたそうとするものでございます。こちらは、平成30年度借入分の利子等の確定に伴い、平成30年度の償還金利子が減額となったことから減額補正をいたそうとするものでございます。

続いて16ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費につきましては、前年度繰越金の二分の一以上となる7,188万3,000円を増額補正いたそうとするものでございます。

議案第2号のご説明は以上でございます。

続きまして議案第3号をお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

この一部改正につきましては、職員の健康保持、人材確保等の観点から長時間労働の是正に向けた対応として、超過勤務命令を行うことができる上限について必要な規定を定めようとするものでございます。

議案第3号のご説明は以上でございます。

次に議案第4号をお願いいたします。

佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合情報公開条例の一部を改正する条例制定についてでございます。個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、個人の権利利益の保護及び本組合が保有する個人情報の取扱いについての透明性の向上を図るため、必要な規定を定めようとするものでございます。

議案第4号のご説明は以上でございます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明は以上です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久野妙子） これより議案第1号から議案第4号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願ひいたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 質疑はなしと認めます。

議案第2号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 質疑はなしと認めます。

議案第3号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 質疑はなしと認めます。

議案第4号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、議案第1号から議案第4号に対する討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（久野妙子） 以上をもちまして、令和元年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時05分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 久 野 妙 子

署名議員 山 本 英 司

署名議員 平 野 裕 子